

国不建第 2 0 6 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

各保証事業会社社長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

公共工事の前金払及びその使途拡大の取扱いについて（通知）

令和 7 年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和 2 1 年勅令第 5 5 8 号）第 2 条第 3 号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第 4 条の規定に基づく協議が整いましたので、参考にされたく通知します。

なお、前払金の使途の範囲を拡大する特例については、恒久化することとなりました。

これを受け、下記のとおり取り扱うこととしますので、適切に対応されるようよろしくお願いします。

また、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）附則第 7 条及び地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）附則第 3 条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払についても、引き続き、適切に対応されるようよろしくお願いします。

記

使途拡大の対象となる前払金（中間前払金を除く。以下同じ。）は、平成 2 8 年 4 月 1 日以降、新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金となり、これまで特例であった前払金の使途の範囲の拡大を恒久化することとした。

なお、使途拡大により前金払の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 1 0 0 分の 2 5 とされている。

また、平成 2 8 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までに請負契約を締結した工事であって前金払の使途を拡大していないものについては、必要に応じて

発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約を変更し、前払金の使途の範囲を拡大するものとする。